

広島県告示第二百七十七号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

天満地区

二 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた

区域

三 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「敷名」（北緯三四度三二分五四秒二三〇四、東経一三三度一九分一七秒四二一五、標高一三五・七八メートル）

基点一 基準点から二二〇度一三分三七秒の方向一、五六七・六五メートルの点

基点二 基点一から六九度三五分四〇秒の方向四二七・三六メートルの点

四 指定年月日

令和七年三月二十一日